

# 第83回 国立大学附置研究所・センター 会議におけるアンケート結果の紹介

愛媛大学 先端研究院 先端研究高度支援室  
シニア・リサーチアドミニストレーター 山田 朗

メール：yamada.akira.mb@ehime-u.ac.jp  
電話：09-927-9651

## このアンケート結果を紹介する意図

- ・この話題提供の目的：研究者側（研究現場）の感覚や意向などを提供
- ・発表者の私見：
  - 現在の大学・研究機関での輸出管理においては、**過度の法令遵守や風評への行き過ぎた配慮の傾向**があり、その弊害は**研究現場に押し付けられている**のでは無いか
  - 現状の国際・政治状況など踏まえた際の輸出管理、安全保障への対応は必須であることは当然として、**研究現場の理解や対話無しにそれらを進めることは、学術活動の停滞を招くものである**
  - 一方（個々では行われていると思うが）**研究現場側と管理側の意見交流は不足している**のではないかと
- ・附置研・センター会議での**アンケート回答は研究現場の生の声**であり、大学・研究機関の管理側が集まるEFAにおける研究現場からの情報提供として適切

## 国立大学附置研・センター会議

構成：36国立大学の110の附置研究所・研究センター

理工系（第1部会）、医学・生物系（第2部会）、人文・社会科学系（第3部会）

活動：各研究所・センター間および文部科学省担当課などの情報交換と学術交流

日本の学術研究政策に対する問題提起や提言

国立大学、附置研究所・センターが行っている学術研究の意義や成果についての広報

国立大学附置研究所・センター会議HPより  
<http://shochou-kaigi.org/>

## 国立大学附置研・センター会議によるアンケートについて

- ・ 本年春に附置研・センター会議が各構成組織に回答依頼したものです。
  - このアンケート自体は本発表者が主宰したものではありません。
  - 本分科会での紹介については発表者の責任で行うものですので、**附置研・センター会議に問合せなどは行わないでください。**
- ・ アンケートの中に「各研究所・センターが抱える課題について」という設問があり、そこへの自由記述から、国際交流・輸出管理などに関連する回答を抽出しました。
  - 抽出や項目分類は発表者が行ったものです。アンケート自体は自由記述です。
- ・ 会議の会長・部会長から**以下の留意事項の下**でのEFAでの紹介について了解を頂いています。
  - 回答は各研究所・センターの個別意見であり、**附置研・センター会議の総意ではない**
  - 回答元の附置研・センターが特定されないようにする

実際の回答は当日スライドにて

# 輸出管理法における アカデミアセーフガード条項 (日本、米国、欧州の比較)

## 【参考】

河野 俊行 佐藤 弘基 初 春  
「経済安全保障と大学 - 輸出管理法におけるアカデミアセーフガード条項の意義」  
研究 技術 計画 vol.38, No.1, 2023

論文 (PDF) はここから  
ダウンロードできます →



[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsrpm/38/1/38\\_39/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsrpm/38/1/38_39/_article/-char/ja/)

初 春 (HATSU Haru)

九州大学法務統括室・学術推進准主幹  
国際法務主任

chu\_chun@qilo.kyushu-u.ac.jp



九州大学

KYUSHU UNIVERSITY

## 「みなし輸出」の明確化による影響

2022年5月 「経済安全保障法」成立・公布 → 順次施行

2022年5月 「みなし輸出」管理の明確化 (経済産業省)

☞ 役務通達等の改正

管理対象となる技術の被提供者 (受領者) を非居住者だけでなく一部の居住者にも拡大

人を介した機微技術の流出懸念が  
国際的に高まっている・・・

### □ 大学に求められること

大学の構成員 (教職員、学生等) のうち誰が「特定類型」に該当するのかを  
あらかじめ把握し、該当者への特定技術の提供の適否・可否を大学として管理。

「特定類型」に当てはまる居住者

### □ 産学連携研究 (共同研究) の相手方である企業等の反応

「特定類型該当者は共同研究に参加していない」ことの保証を大学にもとめる

特定類型①と 特定類型②の研究者や学生は共同研究に参加できないことになる。

☞ 法令違反の状態を排除する「リスクマネジメント」の意味では理解できるが、アカデミアが享受すべき  
自由な研究教育活動 (アカデミック・フリーダム) の過度な阻害につながるのでは？

大学にはコンプライアンスとアカデミックフリーダムのバランスが問われる。

「みなし輸出」の明確化が学術活動の過度な抑制につながることはないように・・・。



「みなし輸出」管理の明確化を含め、  
輸出管理法が大学に与える「アカデミック・フリーダム」への影響をどう捉えるか？

👉 学術活動の萎縮をもたらす! ?

アカデミアの国内・国際社会への展開に対する影響

輸出管理法において学術に一定のケアを  
与える規定（例外規定等）

👉 輸出管理法が備えるアカデミアセーフガード条項にて担保する

安全保障輸出管理の意義：  
国内・国際社会の平和と安全の維持

- 1 公知の情報による「技術の提供」
- 2 基礎科学の研究活動における「技術の提供」
- 教育活動における「技術の提供」

これらの「技術の提供」は輸出管理法では  
管理の対象としない。

(厳密には「許可申請の例外」という位置付けも含む。)

米国と欧州と日本のアカデミアセーフガード条項の違いは？

公知の情報による「技術の提供」

米国

EAR 15CFR§734.7(a)  
ITAR 22CFR§120.34

パブリックドメイン、公知の情報  
第三者が制限なくアクセスできる情報  
(その時点で公開されていなくてもよい)

- + 以下に例示するいずれかを通じて公衆に利用可能となるもの。
- ・ 入手・購入できる出版物
  - ・ 図書館
  - ・ 会議、セミナー、展示会等の制限のない配布資料
  - ・ webサイト
  - ・ 情報が公に利用可能となることを意図した論文、原稿等



EU

すでにパブリックドメインである情報

👉 一部の例外\*を除き、輸出管理法にみなし輸出にかかる規制は存在しない。  
\*EU 規則821号CHAPTER 1 第2条 (10) 「技術支援の提供者 provider of technical assistance」の定義

- ※ 研究者が第三国 (EU 域外) である母国に規制技術を持ち帰る場合に「技術の提供」となり、有効な輸出 (提供) 許可が必要となる。
- ※ 許可の申請は、EU 域内で最後に規制対象技術のEU 域外への伝達を決定した者が行う。

日本

貿易外省令 第9条第2項

公知の技術を提供する取引  
公知とするための技術を提供する取引

- 以下のいずれかに該当するもの
- ・ 不特定多数に公開済みの情報
  - ・ 不特定多数が入手可能な情報
  - ・ ソースコードが公開されているプログラム
  - ・ 学会発表用の原稿等で、不特定多数の者が入手可能になる情報

米国

Fundamental Research

ITAR  
科学及び工学における基礎的な研究 (basic research) および応用研究 (applied research) であって、その結果得られた情報が通常公開され、科学界で広く共有されるもの (22CFR§120.34)

EAR  
科学、工学、数学の研究であって、その研究成果が通常公開され、研究者コミュニティで広く共有されるものであり、研究者が機密事項や国家安全保障上の理由から制約を受けずに行うもの (15CFR§734.8(a))

NSDD-189  
"Fundamental research' means basic and applied research in science and engineering, the results of which ordinarily are published and shared broadly within the scientific community, as distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary or national security reasons."

「基礎研究」とは、科学と工学の基礎および応用研究を意味し、その成果は通常、公表され、科学界で広く共有される研究をいう。ただし、専有的な研究、および通常専有的または国家安全保障上の理由で結果が制限される産業開発、設計、生産、製品利用とは区別される。

研究成果に公開可能性がある研究

EU

Basic Science Research

主に特定の実際的な目的または目標に向けられていない、現象または観察可能な事実の基本原理に関する新しい知識を獲得するために行われる、実験的または理論的な研究

EU 規則821 号 付属書I パート1 General Note  
"Basic science research" means experimental or theoretical work undertaken principally to acquire new knowledge of the fundamental principles of phenomena or observable facts, not primarily directed towards a specific practical aim or objective.

特定の実用的な目的を第一の対象としていない研究  
WAの定義と同じ

日本

基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

(役務通達 1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (3) 用語の解釈ク)

- METI「大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング」より  
基礎科学分野の研究活動の事例
- ・宇宙の生成過程に関する研究
  - ・素粒子理論に関する研究 等

研究活動が何らかの製品化に結びつかない研究

米国

研究成果が公開できない研究

EU

研究成果が特定かつ実用的な目的をもつ研究

技術成熟度 (Technology Readiness Levels; TRL) 等により個別判断ができる。

例) スウェーデンの戦略製品監督機関 (ISP)  
基礎研究：技術準備レベル1 / レベル2 で実施される研究

- TRL は米国のNASA が開発したものを応用。
- レベル1「現象に関する原理の究明を主目的するもの」
  - レベル2「技術の概念と定式化のためのもの」
  - ☞ 基礎研究 (Basic Scientific Research)
  - レベル3「実験的方法による概念の証明のためのもの」
  - レベル4「研究室で実証された技術を検証するためのもの」
  - ☞ これらを超える研究については個別に評価

日本

研究成果をもって何らの製品化ができる研究

大学の研究で創出される成果をもって、将来を含め「製品化不可能」とは言い切れない。

- ・非居住者等が関わる**全ての研究**について管理の対象としなければならない。



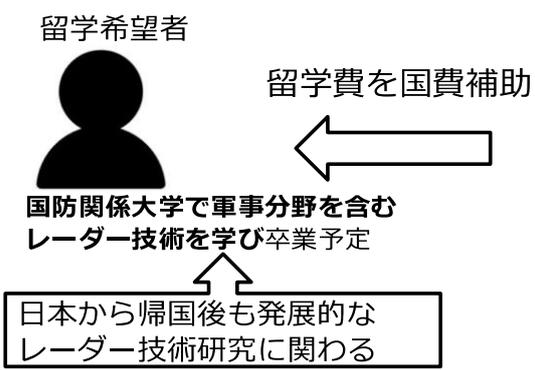
- 受入確認 (入口管理) を実施する時点で、提供可能性のある技術の該非判定をすべて確認する。
- 該当技術であれば当該留学生・研究者の出身国等にかかわらず、(リスト規制該当として) 経産大臣への許可申請を行う。

輸出管理法の遵守として必要なことは理解できるが、**大学としてどこまで確実に対応できるか?**

**日本** 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス  
(大学・研究機関用) 第四版 令和4年2月



提供しうる技術をあらかじめ洗い出して  
該非判定を行う必要がある。



**米国** 輸出管理の対象となりうる  
研究分野

- エンジニアリング
- 地質調査
- 宇宙科学
- コンピューター科学
- レーザーを使った生物医学研究
- 暗号化されたソフトウェアを使った研究
- 管理された化学物質、生物製剤、毒素を使った研究



**確実に輸出管理を実施するには  
すべての分野において技術の該非判定を行う能力が求められる！？**

- 大学のすべての研究分野に対応できる専門人材？
- 受入担当教員個人の責任で実施してもらう？
- そもそもの受け入れを拒否すべき？

↳ 法令遵守を厳格に求めるあまり、優秀な国際人材の確保ができなくなる恐れも！？



- 学术界において、（技術の該非判定とは関係なく）特定類型に該当することだけを理由に、受入を躊躇する事例もある。
- 産業界からは、特定類型に該当していることを理由に、産学連携の共同研究に参加させないよう要求されることがある。

法律の拡大解釈や無理解による、**オーバーコンプライアンスの問題**が生じている。